

事務連絡
令和5年12月1日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
一般社団法人全日本ホテル連盟
一般社団法人日本旅館協会
一般社団法人日本ホテル協会

御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

改正旅館業法及び指針等の周知徹底等について

生活衛生関係営業への取組につきましては、平素より、御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「改正法」といいます。）による改正後の旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「改正旅館業法」といいます。）第3条の2が新設され、事業譲渡をした場合における営業者の地位の承継についての規定が整備されました。これを踏まえ、別添1のとおり、旅館業の事業譲渡に関するチラシを作成しました。

また、別添2のとおり、宿泊者・従業者の方向けに、配慮が必要な方に関する周知ポスターを作成しました。

貴団体におかれましては、本件について御了知の上、改正旅館業法が適切に運用されるよう、傘下の旅館業の営業者に対して、改正旅館業法や「旅館業の施設において特定感染症の感染防止に必要な協力の求めを行う場合の留意事項並びに宿泊拒否制限及び差別防止に関する指針」（令和5年11月15日厚生労働大臣決定）、「旅館業法施行令等の一部を改正する政令等について」（令和5年11月15日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡）及び「旅館業における衛生等管理要領の一部改正について」（令和5年11月15日付け健生発1115第5号健康・生活衛生局長通知）の内容と併せて、これらについても周知いただきますようお願いいたします。